

○総務省令第八号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三百十四号）の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月六日

総務大臣 松本 剛明

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

|       |  |
|-------|--|
| 改 正 後 | <p>(添付書類の省略)</p> <p>第七十一条 この省令の規定により総務大臣に提出する申請書又は届出書に添付する国内代表者等の登記事項証明書又は住民票の写しについては、総務大臣が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）<u>第五条の表第一号又は第四号上欄に掲げる書面等</u>ごとにそれぞれ<u>表第一号又は第四号下欄に掲げる措置により、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報</u>を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。</p> |
| 改 正 前 | <p>(添付書類の省略)</p> <p>第七十一条 この省令の規定により総務大臣に提出する申請書又は届出書に添付する国内代表者等の登記事項証明書又は住民票の写しについては、総務大臣が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）<u>第五条の表一の項又は三の項上欄に掲げる書面等</u>ごとにそれぞれ<u>表一の項又は三の項下欄に掲げる措置により、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報</u>を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。</p> |

## 附 則

この省令は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日から施行する。